

東京土建国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
収入が減少した組合員等の**保険料免除**の
追加申請を受付します。

【申請期限:2022年3月18日(金)国保組合必着】

- ①主たる生計維持者(世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った組合員 ⇒ **保険料(2021年7月から8カ月分)を免除**
②建設産業の収入が2019年または2020年と比べて30%以上減少した組合員 ⇒ **保険料(4カ月～8カ月分)を免除**
収入の減少率に応じて免除期間を決定します。

<2020年と比較する場合>

収入の減少率	保険料の免除期間
50%以上	2021年7月から8カ月
40%以上 50%未満	2021年9月から6カ月
30%以上 40%未満	2021年11月から4カ月

※上記に加え、2020年の合計所得が1,000万円以下および減少した収入以外の所得の合計が400万円以下である場合が対象です。

<2019年と比較する場合>

収入の減少率	保険料の免除期間
30%以上	2021年11月から4カ月

※上記に加え、2020年・2019年の合計所得がそれぞれ1,000万円以下および減少した収入以外の所得の合計がそれぞれ400万円以下である場合が対象です。

【注】収入減少の主な原因が離職・転職等によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合は対象になりません。

【注】すでに免除が決定されている組合員の方は、免除期間を拡充します(申請不要)。また、収入が当初の見込からさらに減少したことにより、初回申請時から減少率が変わる場合は、再度申請することで変更できます。

ご自身が免除の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、ご所属の支部または東京土建国保組合資格課にお問い合わせ下さい。なお、申請の窓口はご所属の支部になります。